

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

目 次

1	給与勧告制度の基本的考え方及び勧告の手順.	P 1
2	民間給与との較差等に基づく給与改定.	P 2
3	民間給与との比較.	P 3
4	調査事業所の状況.	P 4
5	民間との給与額の比較方法（ラスパイレス比較）.	P 5
6	ラスパイレス比較の計算例.	P 6
7	初任給比較.	P 7
8	大阪府職員モデル給与例 その1.	P 8
	大阪府職員モデル給与例 その2.	P 10
9	適用給料表別職員数・構成比.	P 11
10	給与勧告の推移.	P 12
11	大阪府職員（行政職給料表適用者）の年間給与の推移. . .	P 13
12	他団体との比較.	P 14

1. 給与勧告制度の基本的考え方及び勧告の手順

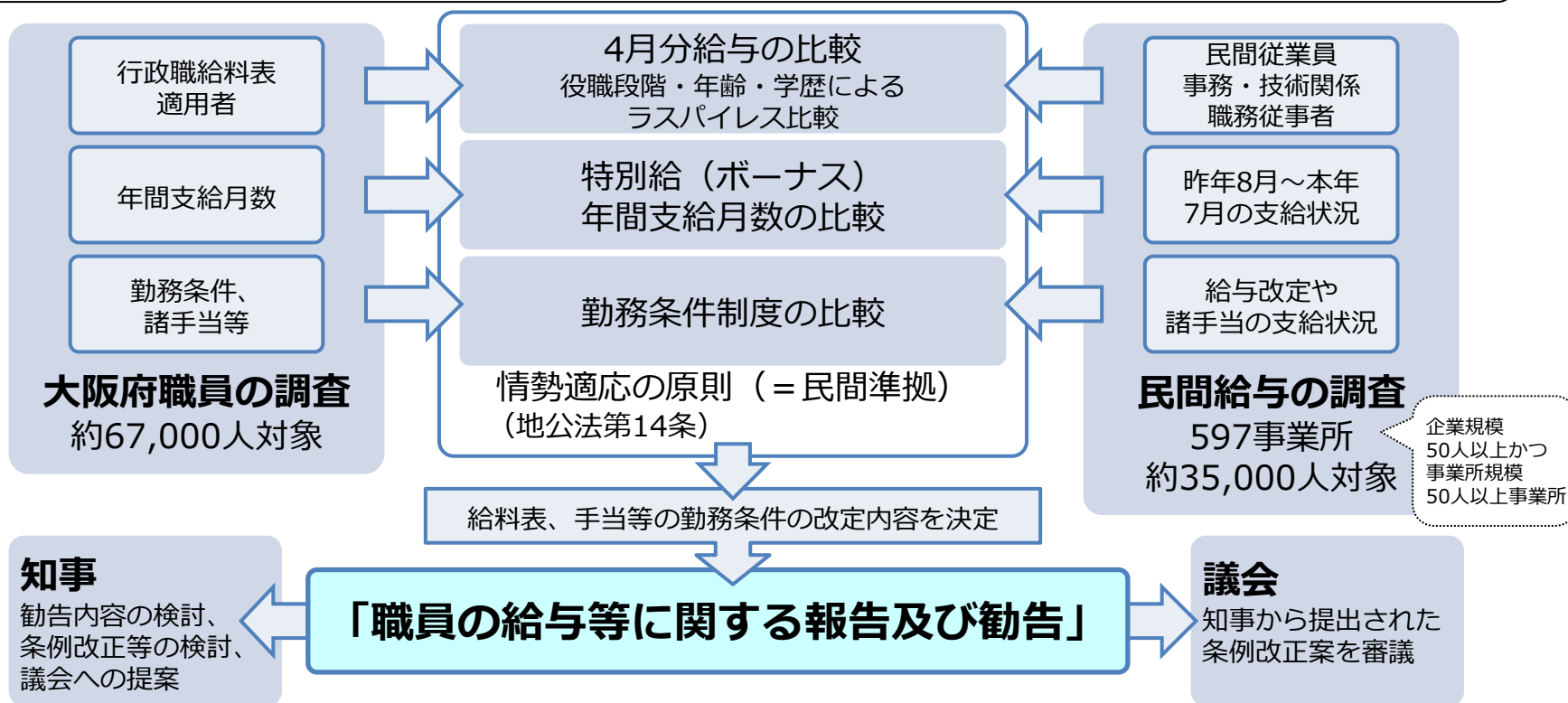
～職員の給与はどのようにして決めるのか～

人事委員会勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与を社会一般の情勢に適応した適正なものとする機能を有するものです。（地方公務員法第14条）

職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないとされています。（地方公務員法第24条第2項）

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとされています。（地方公務員法第26条）

給与勧告を通じて職員の適正な処遇を確保することは、職務に精励している職員の士気の向上等に資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっています。



2. 民間給与との較差等に基づく給与改定

◎職種別民間給与実態調査

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の府内民間事業所から731事業所を抽出（調査完了は597事業所）。

月例給については、公務の行政職給料表適用職員と類似する職務に従事する民間の事務・技術関係従業員34,755人の本年4月分給与月額等を調査。特別給（ボーナス）については、民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給状況を調査。

◎職員給与と民間給与との比較

月例給については職員と民間従業員の本年4月分給与をラスパイレース方式（5ページ参照）で比較。

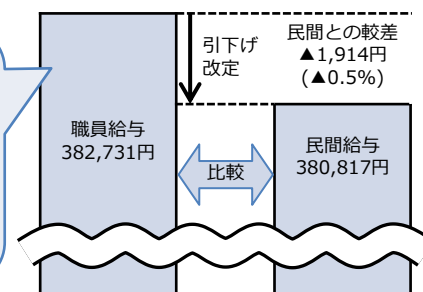
職員給与が民間給与を1,914円（0.5%）上回ることが明らかになった。

特別給（ボーナス）については、民間における特別給の合計額が月例給の4.47月分にわたることが明らかになった。

◆月例給

◎較差内 ～較差1,914円（0.5%）解消のため給料月額等を引下げ～

給料月額	▲1,724円 (0.45%)	行政職給料表について、一律0.6%を基本とした引下げ。ただし、初任給、若年層は引き下げない、あるいは引下げ率を緩和。
はね返り	▲190円 (0.05%)	給料等の一定割合で定められている手当額等の増加分（地域手当など）。



◆特別給（ボーナス）

～現行4.40月分から0.05月分引き上げ年間4.45月分とする～ ※（職員＝年間4.40月分、民間＝同4.47月分）

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現行	1.225	0.900	2.125	1.375	0.900	2.275	2.600	1.800	4.400
勧告後	1.225	0.925	2.150	1.375	0.925	2.300	2.600	1.850	4.450

引き上げる0.05月分は、民間の支給状況を踏まえ勤勉手当に配分。

～平成31年6月以降、6月期、12月期それぞれの期末手当の支給割合を均等にする～

H31～	1.300	0.925	2.225	1.300	0.925	2.225	2.600	1.850	4.450
------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

3. 民間給与との比較

◆比較方法

○民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較することが適当

※府職員の人員数のウェイトを用いたラスパイレス比較

<主な給与決定要素>

役職段階
(部長、課長、係長、係員等)

年齢

学歴

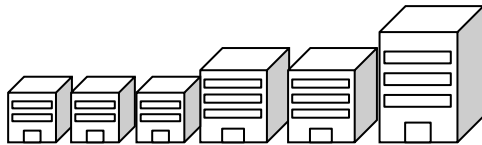
※詳細は「5 民間との給与額の比較方法（ラスパイレス比較）」を参照

◆調査対象

○企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能

○現行の調査対象であれば、実地による精緻な調査が可能

企業規模50人未満



役職段階の例

課 長

係 員

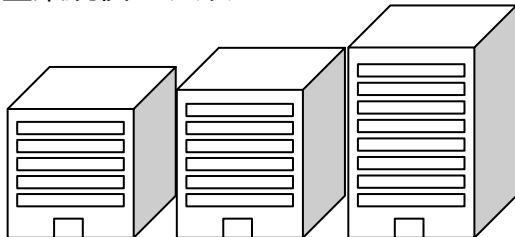
府内民営事業所の正社員数の割合

※平成26年経済センサス基礎調査（総務省）を基に大阪府人事委員会において集計

企業規模50人未満…35.4%



企業規模50人以上



部 長

課 長

課長代理

係 長

係 員

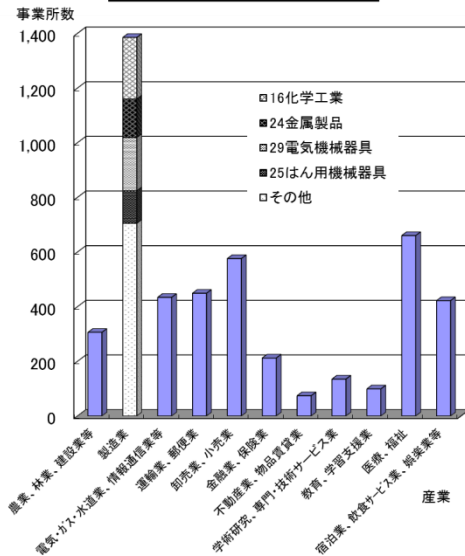
企業規模50人以上…64.6%



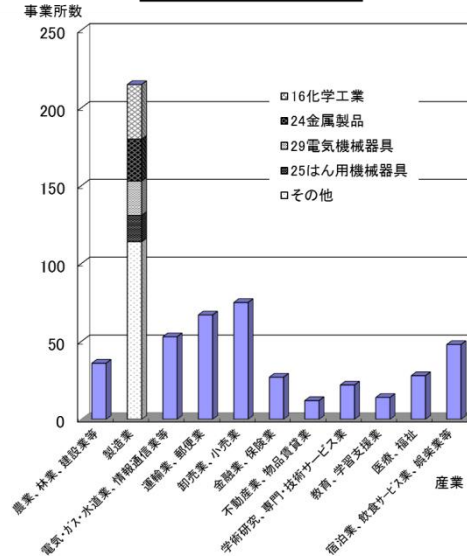
府内の民営事業所全体の正社員数の6割を超える人数をカバー

4. 調査事業所の状況

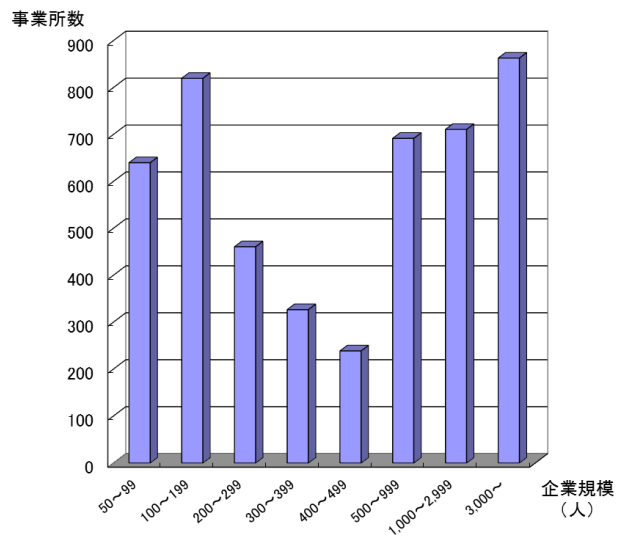
調査対象事業所(産業別)



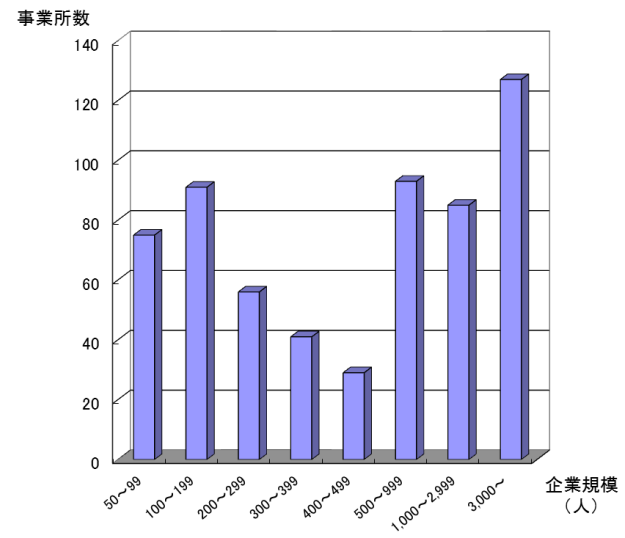
調査事業所(産業別)



調査対象事業所(企業規模別)



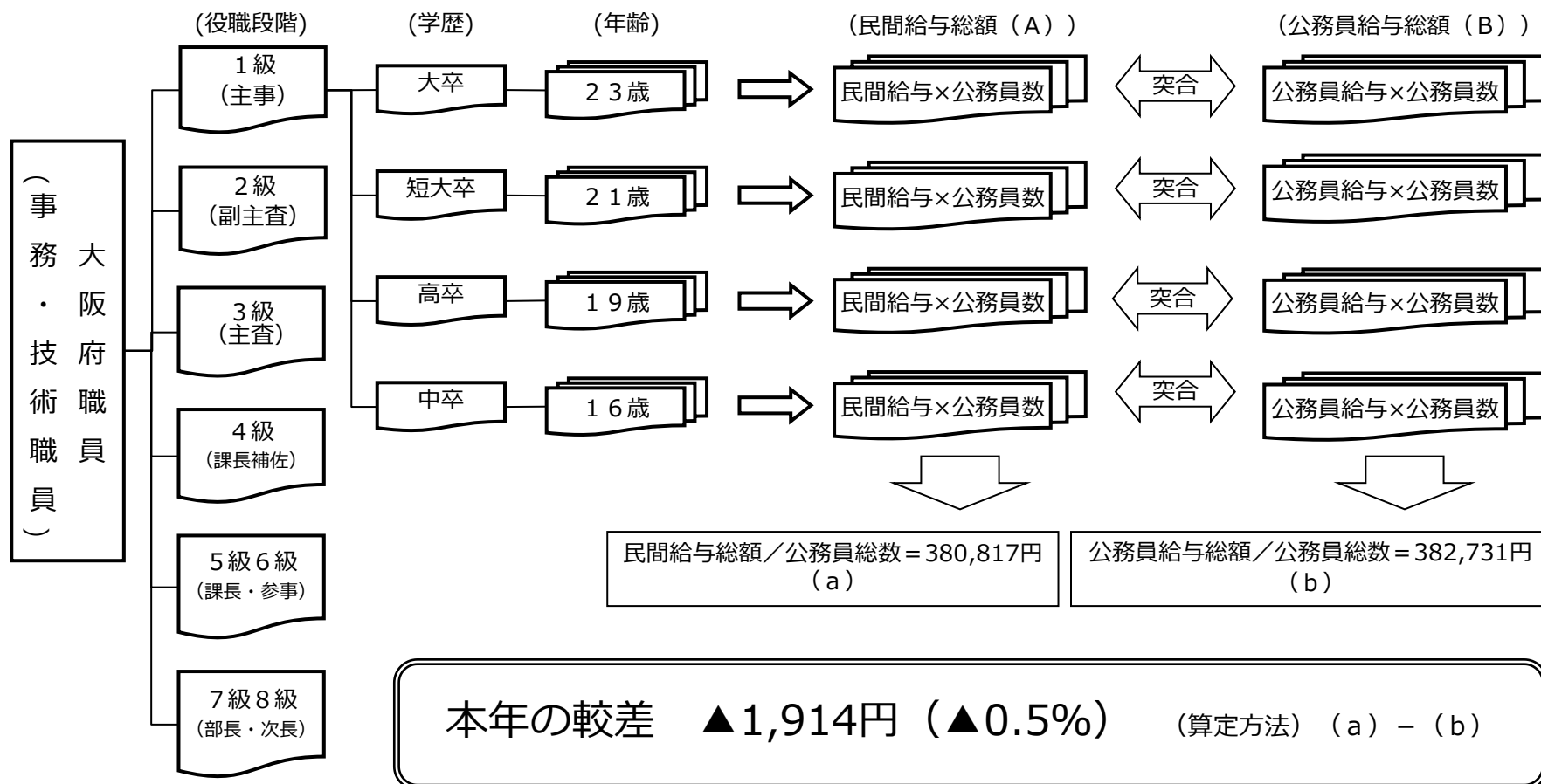
調査事業所(企業規模別)



5. 民間との給与額の比較方法（ラスパイレス比較）

個々の大阪府職員に民間従業員の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出するのが、ラスパイレス方式と呼ばれる比較方法です。

具体的には、以下のとおり、役職段階、学歴、年齢別の大阪府職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間従業員の平均給与のそれぞれに大阪府職員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。



6. ラスパイレス比較の計算例

① 府職員の役職段階、年齢階層、学歴別の平均給与額を算出

府職員/A歳階層/大学卒	府職員/B歳階層/大学卒
280,000円 245,000円 240,000円	300,000円 286,000円
3人：平均255,000円	2人：平均293,000円

③ 1及び2のそれぞれの平均給与額に府職員数を乗じた総額を算出

府職員/A歳階層/大学卒 $255,000円 \times 3人 = 765,000円$
府職員/B歳階層/大学卒 $293,000円 \times 2人 = 586,000円$

④ それぞれを合計し、その水準（平均額）を比較

府職員
765,000円 + 586,000円 合計：1,351,000円
$1,351,000円 \div 5人$ 平均：270,200円 (A)

② 条件（役職段階、年齢、学歴）を同じくする民間企業従業員の平均給与額を算出

民間企業従業員/A歳階層/大学卒	民間企業従業員/B歳階層/大学卒
290,000円 280,000円 270,000円 250,000円 230,000円	300,000円 290,000円 270,000円 260,000円
5人：平均264,000円	4人：平均280,000円

左記の民間企業従業員の平均給与額に条件（役職段階、学歴、年齢）が同じ階層の府職員数を乗じた額を算出

民間企業従業員/A歳階層/大学卒 $264,000円 \times 3人 = 792,000円$
民間企業従業員/B歳階層/大学卒 $280,000円 \times 2人 = 560,000円$

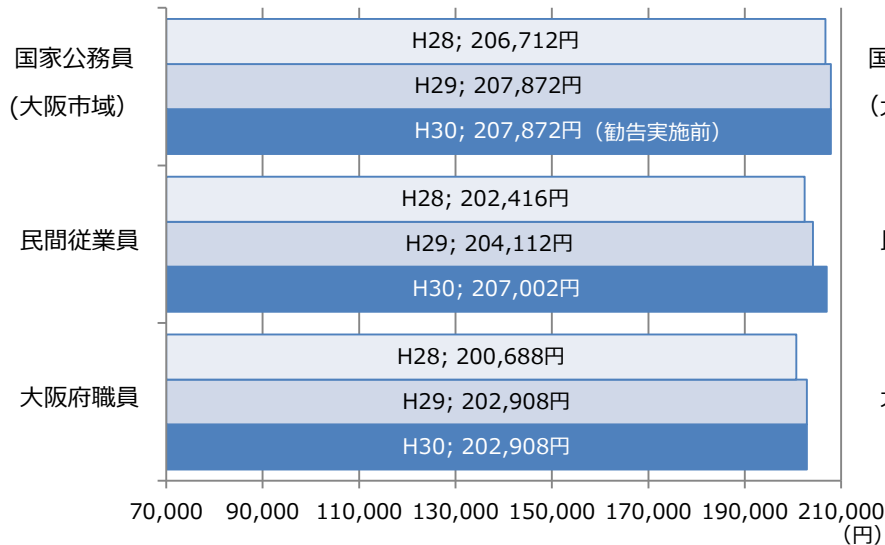
民間企業従業員
792,000円 + 560,000円 合計：1,352,000円
$1,352,000円 \div 5人$ 平均：270,400円 (B)

◎較差額：民間企業従業員平均給与額 (B) 270,400円 - 府職員平均給与額 (A) 270,200円 = 200円

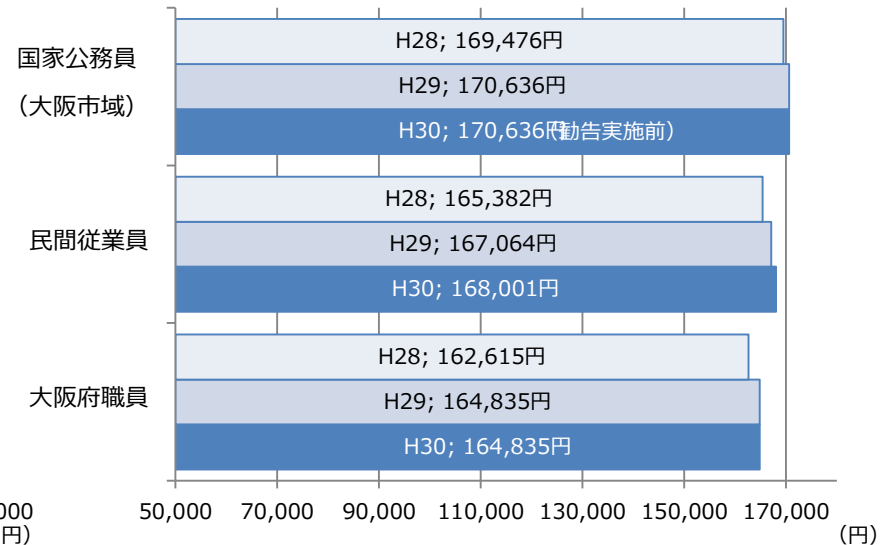
◎較差率：較差額200円 ÷ 府職員平均給与額 (A) 270,200円 × 100 = 0.07%

7. 初任給比較

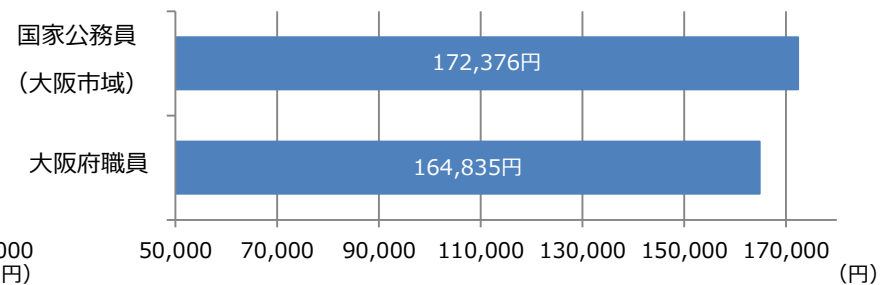
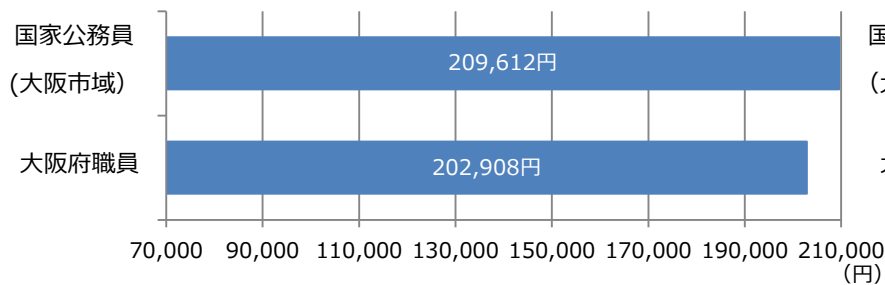
大卒



高卒



勧告実施後



○初任給引上げ額 国家公務員 1,500円
※下記金額には、はね返し分含む

(注) 国家公務員、大阪府職員は、地域手当(国家公務員：16%(大阪市域)、大阪府：11%)を含む額。

8. 大阪府職員モデル給与例 その1－1 (行政職給料表適用者)

◆モデル給与例計算の前提条件

- 【年齢】 職階ごとに5歳刻みで設定
- 【モデルとなる給料月額】 モデル年齢の人員分布で最も多い号給の給料月額
- 【給与月額に含まれるもの】 給料、管理職手当、地域手当、義務教育等教員特別手当、教職調整額
- 【年間給与に含まれるもの】 上記、「給与月額」×12＋期末・勤勉手当
- 【留意点】
- ・年度途中の昇給（定期昇給は毎年1月）、扶養手当等は考慮していない。
 - ・示した例は一つのモデルケースであり、世帯構成、人事評価結果等の違いにより、同じ年齢であっても職員ごとに異なる。

(単位：円)

職		年齢	勧告前(a)		勧告後(b)		増減額 (b-a)	
			給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与
行政職給料表	部長級	55歳	755,810	12,878,195	751,814	12,849,908	▲ 3,996	▲ 28,287
	次長級	55歳	678,315	11,446,406	674,652	11,419,074	▲ 3,663	▲ 27,332
	課長級	50歳	580,080	9,744,352	576,972	9,721,249	▲ 3,108	▲ 23,103
	課長補佐級	50歳	464,091	7,901,378	461,205	7,878,760	▲ 2,886	▲ 22,618
	主査級	45歳	415,584	6,984,716	413,031	6,964,526	▲ 2,553	▲ 20,190
	主事級（副主査）	35歳	302,697	5,021,283	300,921	5,007,623	▲ 1,776	▲ 13,660
	主事級	大卒初任給	202,908	3,321,602	202,908	3,331,748	0	10,146

8. 大阪府職員モデル給与例 その1－2

(教育職、公安職給料表適用者)

(単位：円)

	職	年齢	勧告前(a)		勧告後(b)		増減額(b-a)	
			給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与
高等学校等 教育職給料表	校長	55歳	632,641	10,431,834	629,200	10,405,136	▲ 3,441	▲ 26,698
	教頭	50歳	586,459	9,466,102	583,351	9,441,774	▲ 3,108	▲ 24,328
	首席・指導教諭	45歳	487,323	8,143,800	484,321	8,119,731	▲ 3,002	▲ 24,069
	教諭	45歳	473,039	7,803,847	470,037	7,778,496	▲ 3,002	▲ 25,351
	教諭	35歳	387,829	6,399,407	385,405	6,379,256	▲ 2,424	▲ 20,151
	教諭	大卒初任給	238,213	3,881,114	238,213	3,892,894	0	11,780
小学校・中学校 教育職給料表	校長	55歳	595,356	9,812,724	592,137	9,787,880	▲ 3,219	▲ 24,844
	教頭	50歳	569,853	9,191,583	566,745	9,166,390	▲ 3,108	▲ 25,193
	首席・指導教諭	45歳	463,011	7,737,422	460,125	7,713,984	▲ 2,886	▲ 23,438
	教諭	45歳	457,916	7,553,455	455,146	7,531,165	▲ 2,770	▲ 22,290
	教諭	35歳	364,241	6,011,142	362,048	5,993,612	▲ 2,193	▲ 17,530
	教諭	大卒初任給	238,213	3,881,114	238,213	3,892,894	0	11,780
公安職給料表	警視(所属長級以上)	58歳	627,011	10,641,018	623,681	10,617,449	▲ 3,330	▲ 23,569
	警視(管理官級)	55歳	514,707	8,745,385	511,488	8,720,100	▲ 3,219	▲ 25,285
	警部	50歳	491,841	8,356,867	488,733	8,332,158	▲ 3,108	▲ 24,709
	警部補	45歳	451,326	7,570,538	448,551	7,548,663	▲ 2,775	▲ 21,875
	巡査部長	40歳	381,396	6,314,768	379,065	6,296,078	▲ 2,331	▲ 18,690
	巡査長	35歳	320,124	5,300,291	318,126	5,283,911	▲ 1,998	▲ 16,380
	巡査	25歳	247,863	4,050,079	247,863	4,062,473	0	12,394
	巡査	大卒初任給	227,994	3,725,419	227,994	3,736,819	0	11,400

8. 大阪府職員モデル給与例 その2 (民間給与との比較)

(平成30年職員給与実態調査と平成30年職種別民間給与実態調査のデータから試算)

大阪府職員の状況 【行政職給料表適用者】 (モデルは府職員の平均で設定)	部長級		課長級		主査級		主事級(副主査除く)	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
	57.6歳	780,373円	54.8歳	620,621円	47.0歳	421,780円	26.9歳	238,150円

- 1 給与額欄は、比較する際の給与額で、給料(調整額を含む。)・管理職手当・扶養手当・地域手当・住居手当・単身赴任手当(基礎額)の合計額です。
- 2 給与額欄は、勧告前の給与額です。

民間従業員(企業規模)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
1,000人以上	57.9歳	761,225円	55.0歳	622,246円	47.0歳	447,082円	27.0歳	262,993円
500人以上	57.9歳	740,633円	55.0歳	608,377円	47.0歳	431,116円	27.0歳	258,465円
100~499人	58.1歳	611,938円	54.7歳	513,501円	46.9歳	354,496円	26.9歳	233,166円
50~99人	58.0歳	516,075円	54.9歳	479,397円	46.9歳	365,667円	26.9歳	227,090円

- 1 年齢及び給与額欄は、役職段階別の府職員の平均年齢(四捨五入値)の±1歳の民間従業員の単純平均値です。
- 2 給与額欄は、比較する際に使用する、きまって支給する給与額から時間外手当と通勤手当を除いた金額です。

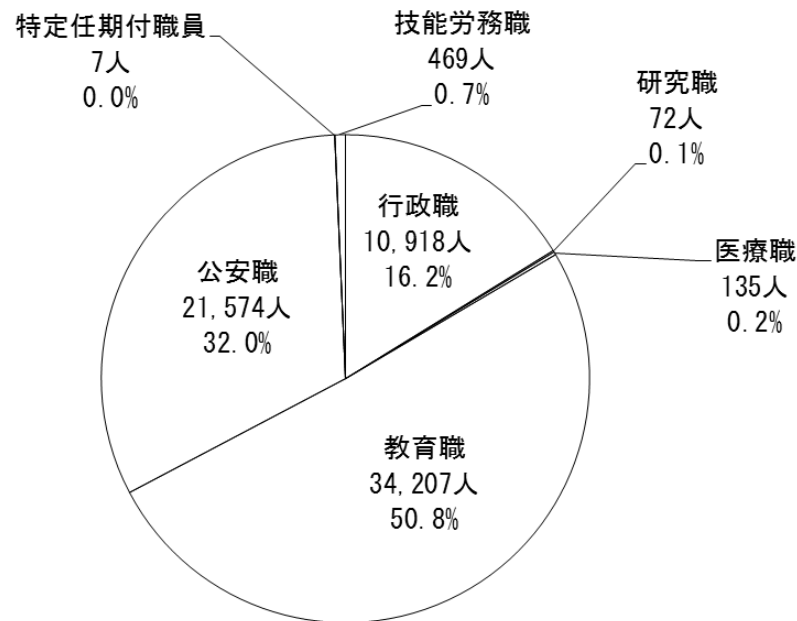
差引(府職員一民間従業員)	部長		課長		係長		係員	
	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額	年齢	給与額
1,000人以上	▲0.3歳	19,148円	▲0.2歳	▲1,625円	0歳	▲25,302円	▲0.1歳	▲24,843円
500人以上	▲0.3歳	39,740円	▲0.2歳	12,244円	0歳	▲9,336円	▲0.1歳	▲20,315円
100~499人	▲0.5歳	168,435円	0.1歳	107,120円	0.1歳	67,284円	0歳	4,984円
50~99人	▲0.4歳	264,298円	▲0.1歳	141,224円	0.1歳	56,113円	0歳	11,060円

9. 適用給料表別職員数・構成比

◎平成30年4月現在

	行政職	研究職	医療職			教育職		公安職	特定任期付職員	技能労務職	合計
			(一)	(二)	(三)	高等学校等	小学校・中学校				
職員数	10,918人	72人	56人	70人	9人	11,735人	22,472人	21,574人	7人	469人	67,382人
			135人			34,207人					
構成比	16.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%	17.4%	33.4%	32.0%	0.0%	0.7%	100.0%
			0.2%			50.8%					

※構成比はそれぞれ端数処理をしているため、合計が100%とならない場合がある。



10. 給与勧告の推移

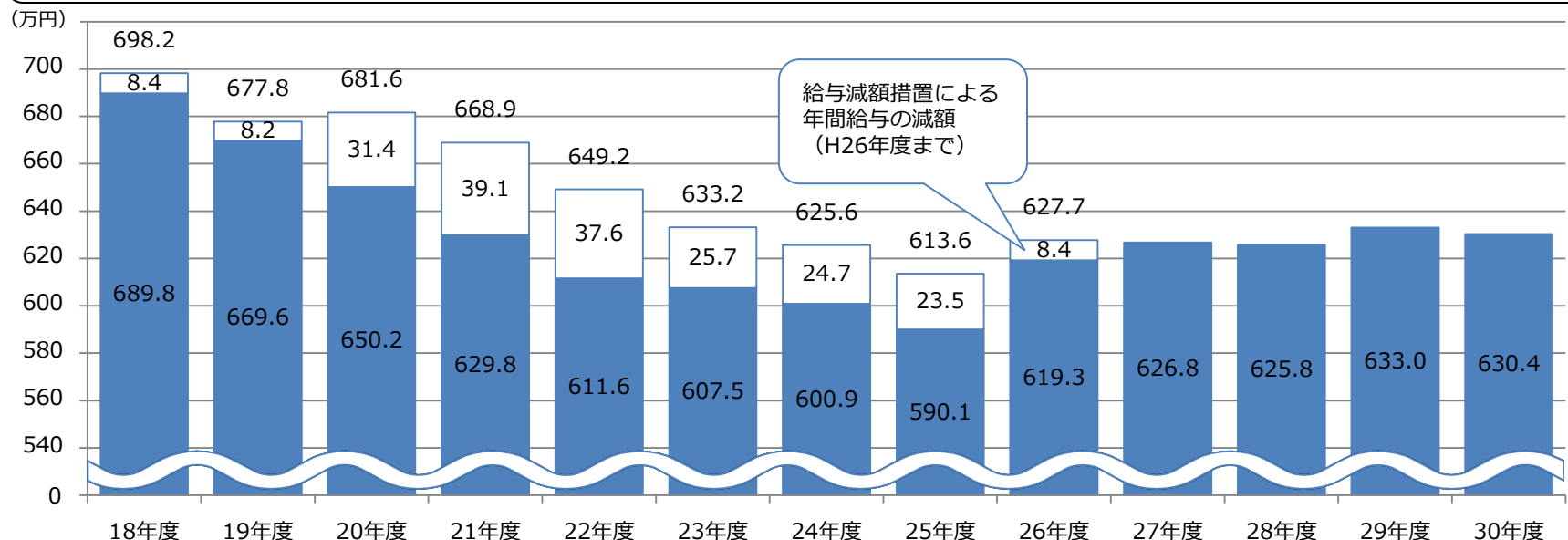
年 度	月 例 給				特 別 給		給与制度の 主な動き
	公 民 較 差	勧 告		実施分（注1）	勧 告	実施分（注1）	
17年度	▲1,150円（▲0.27%）	▲1,150円（▲0.27%）	（較差を考慮して給与上の措置/ 扶養手当改定）	勧告どおり	4.45月（ 0.05月）	H18年6月分 から実施	◎期末勤勉手当の減額（H17～22年度） ・4%～10%の減額 給与構造改革（H18年度～） ・給料表の水準を平均5.3%引下げ ※現給保障等経過措置あり
18年度	▲6,172円（▲1.46%）	▲6,172円（▲1.46%）	（較差を考慮して給与上の措置）	勧告どおり	公民均衡	—	
19年度	3,980円（0.97%）	3,980円（0.97%）	（給料表改定等）	0.46%	4.50月（ 0.05月）	期末特別手当 の改定見送り	
20年度	204円（0.05%）	勧告せず		—	公民均衡	—	◎給料月額額の減額（H20.8～） ・3.5%～14%の減額 （H20.8～H23.3月） ・3.0%～14%の減額 （H23.4～H26.3月） ・0.7%～3.1%の減額 （H26.4～H27.3月） ◎退職手当の5%減額（H20～24年度）
21年度	▲885円（▲0.22%）	▲885円（▲0.22%）	（給料表改定等/住居手当改定）	実施せず	4.15月（▲0.35月）	勧告どおり	
22年度	199円（0.05%）	勧告せず		—	3.95月（▲0.20月）	勧告どおり	
23年度	▲315円（▲0.08%）	▲314円（▲0.08%）	（住居手当・扶養手当改定）	勧告どおり	改定見送り	勧告どおり	大阪府版公務員制度改革 （H23年度～） ・独自給料表の導入 （職務給の徹底、部・次長級の定額 化） ・上位評価者の昇給号給数の見直し （5～8号給を4号給とする）
24年度	▲1,598円（▲0.41%）	▲1,598円（▲0.41%）	（給料表等改定）	勧告どおり	公民均衡	—	
25年度	9,800円（2.56%）	9,800円（2.56%）	（給料表等改定）	勧告どおり （実施はH25.12～）	公民均衡	—	
26年度	6,450円（1.65%）	6,450円（1.65%）	（給料表改定）	経過措置を除き 実施	4.10月（ 0.15月）	H26年6月分 から実施	給与制度の総合的見直し （H27年度～） ・給料表の水準を平均2.0%引下げ ・単身赴任手当の引上げ
27年度	5,995円（1.55%）	5,995円（1.55%）	（給料表等改定）	実施せず	4.20月（ 0.10月）	勧告どおり	
28年度	▲1,075円（▲0.28%）	▲1,075円（▲0.28%）	（給料表等改定） ※改定時期はH29.4	注2	4.30月（ 0.10月）	勧告どおり	
29年度	230円（0.06%）	230円（0.06%）	（給料表等改定）	勧告どおり	4.40月（ 0.10月）	勧告どおり	
30年度	▲1,914円（▲0.50%）	▲1,914円（▲0.50%）	（給料表改定）		4.45月（ 0.05月）		

注1 月例給及び特別給の「実施分」は、勧告後、任命権者により実施されたものです。

2 勧告どおりの引下げ改定をH29.1から実施、H28.4～12引下げ相当分をH29.2に調整

11. 大阪府職員(行政職給料表適用者)の年間給与の推移

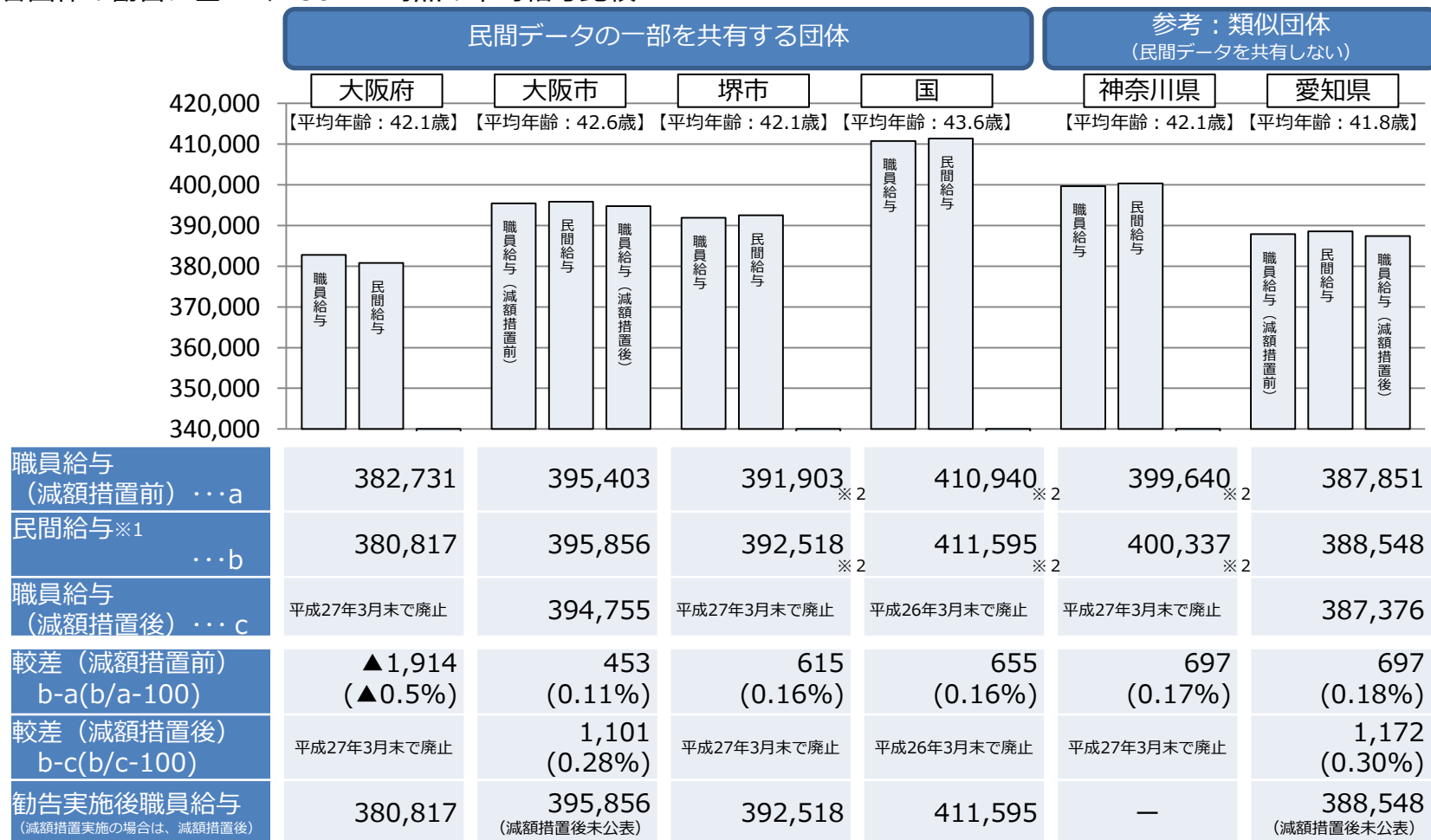
平成18年度からの給与構造改革後における大阪府職員の年間給与の推移を見ると、平成30年度にかけて約68万円減少しています。



	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
年間給与 (減額前) (a)	698.2	677.8	681.6	668.9	649.2	633.2	625.6	613.6	627.7	626.8	625.8	633.0	630.4
年間給与 (減額後) (b)	689.8	669.6	650.2	629.8	611.6	607.5	600.9	590.1	619.3	626.8	625.8	633.0	630.4
減額(a)-(b)	8.4	8.2	31.4	39.1	37.6	25.7	24.7	23.5	8.4	0.0	0.0	0.0	0.0
平均給与月額	422,757円	410,331円	407,091円	402,125円	398,243円	393,726円	389,819円	382,830円	390,895円	386,768円	383,916円	383,175円	382,731円
前年との差引き	△3,247円	△12,426円	△3,240円	△4,966円	△3,882円	△4,517円	△3,907円	△6,989円	8,065円	△4,127円	△2,852円	△741円	△444円
期末勤勉手当 支給月数	4.45月	4.45月	4.50月	4.50月	4.15月	3.95月	3.95月	3.95月	3.95月	4.10月	4.20月	4.30月	4.40月
行政職給料表 適用職員数	14,489人	14,249人	14,083人	13,509人	13,103人	12,263人	12,042人	11,790人	11,707人	11,566人	11,527人	10,893人	10,918人
平均年齢	44.5歳	44.6歳	44.4歳	44.4歳	44.1歳	43.9歳	43.7歳	43.2歳	43.0歳	42.6歳	42.2歳	42.1歳	42.1歳

12. 他団体との比較

○各団体の勧告に基づくH30.4.1時点の平均給与比較



※ 1 職員給与と比較するため、ラスパイレース方式で算出したもの。

※ 2 国、堺市、神奈川県の民間及び職員給与については、本年度の新規学卒者は含まれていない。